

# 安保法制から考える 憲法と立憲主義・民主主義

長谷部恭男 編

2016年6月発売/140頁/本体1300円+税  
A5判/並製



編集  
担当者  
から

国民の「反対」「賛成」の音が渦巻く中、安保関連法が成立・施行されました。安保関連法の問題点として、集团的自衛権行使容認の違憲性が挙げられますが、時の政権の判断によって憲法の意味内容を改変することは立憲主義の理念に反する、との指摘も見逃せません。

安保関連法成立後も国際的なテロは頻発し、日本の国際貢献が問われています。改めて今、憲法9条の理念（平和主義）を解釈し、同時に立憲主義・民主主義の理念を確認しようとして、日本の国際貢献の在り方を考える時期かもしれません。本書は、昨年6月の衆議院憲法審査会で安保関連法案を「違憲」と指摘し、国民的な議論の火付け役となった長谷部恭男教授を編者を迎え、憲法学者、政治学者、ジャーナリストによる鼎談、論考を通じ、文字通り、安保法制から憲法と立憲主義・民主主義を考えます。来る参議院議員選挙を前に政策・公約への「賛成」「反対」を考える1冊としてお手にとっていたければ幸いです。（亀）

Point!

P

本文を読み進めるうえで、巻末資料「安保関連法制タイムライン」を是非ご活用ください。

### Ⅲ. 今回の解釈変更がもたらしたもの

#### 1. 内閣法制局の権威失墜

長谷部 7・1閣議決定による9条の解釈変更と、その後の安保関連法案の提出およびその法制としての成立は、内閣法制局長官の人事を根拠にして、内閣法制局に解釈を委譲させたという見方をしてもおかしくないところがあると思います。その結果として、人によっては「今はじき内閣法制局」とおっしゃる方もおいでで、ずいぶん内閣法制局の権威が失墜してしまったのではないかと。このことは今後、内閣法制局が提供される様々な解釈が、実質的な意味での憲法として機能しうるのか、その点について大きな問題を提起するように思います。

青井 内閣法制局の、そもそもの歴史は、実質的には明治の初期からあるようですけれども、大日本帝国憲法よりもさらに以前から、直接の起源は内閣制度ができたときからあって、官僚組織の内部でも、また、国会や内閣に対しても非常に高い権威を示してきたのです。それはやはり理屈を通すということに力の源泉があったはずですので、大きく権威を失墜させるようなことが起こってしまえば、同じような力を維持できるかは、不透明となります。人によっては「思見事案と審査事務では、審査事務のほうが多いのだし、今まであまり変わらないのではないか」と言う人もおられますけれども、私はそう簡単な話ではなからうと思っています。

権威が落ちたから、どういう効果が生まれるかということとは、事前にわかるものではない。しかし、もはや「内閣法制局が言っているから」ということでは引き下がらなくなった人が増えたのではないかと思いますので、日本がこれからどうやって法を安定させていくのかというのは、知恵を絞らなくてはいけない時期に来てしまったというように理解しています。

亀 今、青井さんがおっしゃったように、内閣法制局が法的な専門性というものを根拠に、内閣の中で比較的自立して安定的な運営を行い、権威を持って意見を述べてきたという長い歴史と伝統があります。それを根拠から覆した、潰してしまっただけということですから、失った信頼の大きさというのを知りたくないのではないかと思います。



「内閣法制局史」(内閣法制局史編集委員会編、内閣法制局、1974年)にある、元法制局長官の佐藤達夫さんの言葉を借りれば、「法治主義の墓場への道」ではないかと思えます。佐藤さんが当時、どんなことを「内閣法制局史」の中で述べられたか、少し読んでみます。

「法制局の意見とちがった解釈が閣議で決められることも現金上はあり得るでしょう。(中略)法制局の意見が、政治論から超越した純理論に立つものである限り、法制局としては内閣に対する説得に全力をつくすとともに、内閣もそれを尊重するということがあるべきですが、不幸にしてそうならなかった場合に……、そのときは、仕方がないから法制局職員は、辞表をたたきつけるか、それでなければ、一応は『内閣としてはこうだ』と内閣の意見を代弁する外はないでしょう。(中略)しかし、何といても法制局の専門家の判断というもの、内閣から一顧もされないうことになってから、法制局制度としてはすでに墓場への道に追いやられたことになるでしょう。そして、それは大げさに言えば、法治主義の墓場への道にもつながるわけですよ」(同書 299頁)

7・1閣議決定に踏み切るに当たり、安倍政権は内閣法制局長官の首をすげえましたが、他方で、辞表をたたき付けた人はいませんでした。内閣法制局は、安倍政権に屈服せられたということかと思えます。まさに佐藤さ

「安保法制」から考える最高裁と内閣法制局の役割 79

78